

川口市監査告示第 19 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 18 日

川口市監査委員	小川	春海
同	金井	洋
同	前原	博孝
同	江袋	正敬

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

農業委員会事務局

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査実施期間 平成30年9月1日～平成30年9月28日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(2) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(3) 財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

4 監査の対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

5 監査の実施期間

令和3年5月1日～令和3年5月26日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

(ア) 農業委員等報酬

(イ) 農地基本台帳整備に係る調査指導員等報償金

(ウ) 消耗品費

(エ) 一般社団法人埼玉県農業会議会費

イ 契約事務

(ア) 農地基本台帳管理システム保守等の委託契約

(イ) 自動車賃貸借契約

ウ 財産管理

(ア) 備品管理

第2 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

第3 意見

1 賃貸借契約について

賃貸借契約事務において、指名競争入札とした理由を明確に記載されたい。